

佐賀県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和2年1月24日から令和2年2月25日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月24日

佐賀県知事 山口 祥 義

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 中原三瀬線	佐賀市三瀬村三瀬字土師 2180 番 3 地先から 佐賀市三瀬村三瀬字岸高 2567 番 2 地先まで	令和2 . 1 . 24